# 平成26年第3回豊後高田市議会定例会会議録(第4号)

#### 〇議事日程〔第4号〕

平成26年9月29日(月曜日)午前10時0分開議

※開議宣告

日程第1 閉会中の継続審査申し出の件

〔第67号議案及び第68号議案〕

日程第2 第56号議案から第66号議案まで及び第

69号議案

(委員長報告・委員長報告等に対する

質疑・討論・表決)

日程第3 第70号議案

(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第4 意見書案第5号

(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第5 議員派遣の件について

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 〇出席議員(20名)

1番 土谷信也

2 番 近藤紀男

3 番 成 重 博 文

4 番 安達 隆

5番山田秀夫

6番松本博彰

7 番 中山田 健 晴

河 野 徳 久

安東正洋

番

8

13 番

9 番 明 石 光 子

10 番 土 谷 力

11 番 村上和人

12 番 鴛 海 政 幸

14 番 北崎安行

15 番 川 原 直 記

16 番 河 野 正 春

17 番 山 本 博 文

18 番 菅 健雄

19 番 徳 永 浄

20 番 大 石 忠 昭

## 〇欠席議員(0名)

# ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 事務局長
 清水栄二

 議事係長
 岩本
 力

 主任
 西田巨樹

## ○説明のため議場に出席した者の職氏名

 市
 長
 永 松 博 文

 副
 市 長
 鴛 海
 豊

会計管理者兼市参事兼会計課長

甲斐智光

市参事兼税務課長 後藤 勲 市参事兼建設課長 筒 井 正 之

市参事兼消防長 渡邊和幸

総務課長 佐藤之則

財 政 課 長 安 藤 隆 治

企画情報課長 河野真一

地域活力創造課長 藤 重 深 雪

市民課長 山田真一

保険年金課長 飯 沼 憲 一

 子育て・健康推進課長
 植 田 克 己

 ウェルネス推進課長
 伊 南 冨士子

人権・同和対策課長 後藤史明

環境課長榎本久光

商工観光課長 安田祐一

農林振興課長 大力雅昭

農地整備課長都甲賢治

上下水道課長 中尾 勉

福祉事務所長 川口達也

総務課 広報担当官兼秘書広報係長

都 甲 さおり

総務課 人事給与係長 丸山野 幸 政

教育委員会

 教 育 長
 河 野
 潔

 市参事兼教育庁総務課長
 佐 藤
 清

教育庁学校教育課長 小川 匡

**〇議長(河野正春君)** おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長(河野正春君) 日程第1、閉会中の継続審 査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から決算審査特別委員会において、審査中の各決算認定議案について、閉会中の 継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の 第67号議案及び第68号議案については、決算審査特 別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査と することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よってお手元に配付してあります継続審査申し出の件、第67号議案及び第68号議案については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(河野正春君) 日程第2、第56号議案から 第66号議案まで及び第69号議案を一括議題といたし ます。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中山田健晴君。

〇総務委員長(中山田健晴君) 去る9月22日、総 務委員会を開会し、本会議から付託されました議案 5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報 告いたします。

第56号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正 予算(第2号)のうち、本委員会に付託された部分 ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、 県支出金、地方債、繰越金などで財源措置されおり、 補正額は、1億6,220万6,000円の増額で、補正後の 予算総額は、155億3,910万5,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、市内玉津にあります、大分県職員独身者住宅及び同敷地を購入するとともに、高田高校の生徒の寮として活用するための改修に係る設計費を措置する「県有財産活用事業」などが計上されています。

審査の中で委員より、「ラジオ番組発信人材事業 の内容」や「マイナンバー制度導入により現在の住 基カードはどうなるのか」などの質疑がありました。

審査の結果、第56号議案のうち、本委員会に付託 された部分については、提案の趣旨を認め、全員異 議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第59号議案、損害賠償の額の決定及び示談についてですが、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額の決定及び示談をすることについて、議決を求めるものでございます。

審査の結果、第59号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

第60号議案、豊後高田市定住促進子育て応援住宅 条例の制定についてですが、定住人口の増加と地域 の活性化を図るため、子育て世帯のライフスタイル に合った良好な賃貸住宅を、真玉大村地区に整備することに伴い、必要な事項を定めるものでございます。

審査の結果、第60号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

第61号議案、豊後高田市定住促進住宅団地の貸付 け及び分譲に関する条例の一部改正についてですが、 夢まち城台定住促進住宅団地内の宅地の効果的な販 売促進に資するため、建築事業者が、モデル住宅と して宅地を使用できるよう、所要の規定の整備を行 うものでございます。

審査の中で委員より、「何区画にするのか」という質疑が出され、執行部からは「区画数は、まだ決まっていないが、北側の立地条件が悪いところから指定していくべきと考えています」という答弁がありました。

その他、建築事業者の決め方などについての質疑 がありました。

審査の結果、第61号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

第69号議案、事業契約の締結について(豊後高田市子育で支援住宅等整備PFI事業)ですが、夢まち城台定住促進住宅団地内に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFI方式により、子育て世代に配慮した上質な賃貸住宅及びコミュニティセンターを効率的に整備し、長期間にわたって安定した施設の活用・維持管理を行うための事業契約を締結することについて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議決を求めるものでございます。

審査の中で委員より「入居者の見込みはあるのか」 や、「この事業のメリット・デメリット」などについての質疑がありました。

審査の結果、第69号議案については、提案の趣旨 を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの と決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。 〇議長(河野正春君) 社会文教委員長、明石光子 君。

**○社会文教委員長(明石光子君)** 社会文教委員長報告を行います。

去る9月24日、社会文教委員会を開会し、本会議 から付託されました議案6件の審査を終了いたしま したので、その結果を報告いたします。

第56号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正 予算(第2号)のうち、本委員会に付託された部分 ですが、歳出予算の内容としては、民生費では、就 労のための情報提供や相談、コーディネートなど、 子育てママの就労支援を行う相談員の雇用、研修等 の費用を措置する「地域子育て支援拠点事業」に要 する経費などが計上されています。

衛生費では、高血圧や脳卒中予防のため、塩分を 取り過ぎない食生活を推進する事業や、地区におけ る自主的で組織的な健康づくり活動を支援する「健 康推進地区活動活性化事業」に要する経費などが計 上されています。

教育費では、小・中学校の普通教室棟へのエアコン設置に係る設計費用を措置する「小学校設備整備 事業」、「中学校設備整備事業」や、郷土出身の偉人吉弘統幸ゆかりの筧城跡と言い伝えられる場所を整備する「地域歴史文化推進事業」に要する経費などが計上されています。

審査の中で委員より、「現在の健康推進地区の状況や今後の普及計画」、「桂陽小学校体育館等の雨もりの原因や補修工事の内容」などについて質疑や意見が出されました。

審査の結果、第56号議案のうち、本委員会に付託 された部分 については、提案の趣旨を認め、全員 異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第57号議案、平成26年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、歳入予算の内容については、国庫支出金で財源措置されており、補正額は108万5,000円の増額で、補正後の予算総額は34億1,736万8,000円となります。

歳出予算の内容については、国民健康保険制度改正に伴い、電算システムの改修を行う「電算システム改修業務委託料」が計上されています。

審査の中で委員より、「電算システム改修業務委 託料の積算根拠」などについて、質疑や意見が出さ れました。

審査の結果、第57号議案は、提案の趣旨を認め、 全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しま した。

第62号議案、豊後高田市体育施設条例の一部改正 については、平成27年4月1日から、真玉B&G海 洋センターの管理を指定管理者に行わせるため、所 要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「指定管理者制度の導入に

よる市民への影響について」質疑があり、執行部からは、「指定管理者制度を導入することにより、利用期間の延長等のサービス向上が図られ、利用者が増加すると予想されます。」との説明がありました。その他、「事故に対する対応について」など質疑が出されました。

審査の結果、第62号議案は、提案の趣旨を認め、 全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しま した。

第63号議案、豊後高田市家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める条例の制定について は、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準を定めるものです。

審査の中で委員より、「本市独自の基準内容」、 「待機児童の状況」などについて、質疑や意見が出 されました。

本議案については、反対の討論がありました。 審査の結果、第63号議案については、採決の結果、 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しまし た。

第64号議案、豊後高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

審査の中で委員より、「条例制定による保育サービスや保育料への影響」などについての質疑が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。 審査の結果、第64号議案については、採決の結果、 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しまし

第65号議案、豊後高田市ひとり親家庭等医療費の 助成に関する条例の一部改正については、母子及び 寡婦福祉法の一部改正に伴い、引用している同法の 条項について所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「条例が適用される対象者 数」について、質疑が出されました。

審査の結果、第65号議案は、提案の趣旨を認め、 全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しま した。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

**〇議長(河野正春君**) 産業建設委員長、鴛海政幸 君。 **○産業建設委員長(鴛海政幸君)** 皆さん、おはようございます。

産業建設委員長報告をいたします。

去る9月25日、産業建設委員会を開会し、本会議 から付託されました議案3件の審査を終了いたしま したので、その結果を報告いたします。

第56号議案、平成26年度豊後高田市一般会計補正 予算(第2号)のうち、本委員会に付託された部分 ですが、歳出予算の内容といたしましては、農林水 産業費では、人・農地プランを作成した地区の担い 手に対し、農業機械導入等の助成を行う「経営体育 成支援事業」に要する経費などが計上されておりま す。

商工費では、地域活性化を図るため、地域おこし協力隊の雇用に要する経費などが計上されておるところであります。

審査の中で委員より、「地域おこし協力隊の契約 期間」などについて、質疑が出されました。

審査の結果、第56号議案のうち、本委員会に付託 されました部分については、提案の趣旨を認め、全 員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しまし た。

第58号議案、字の区域の変更については、城台住宅団地内の区画の境界を決定する前の処理として字を統一させ、土地の合筆を行うものです。

審査の中で委員より、「市の手続きの期間はどれ くらい見込みでいるのか。」などという、質疑が出 されました。

審査の結果、第58号議案は、提案の趣旨を認め、 全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しま した。

第66号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、平成26年10月1日から新たに配偶者支援制度が創設されるようになったため、所要の規定の整備を行うものであります。

審査の結果、第66号議案は、提案の趣旨を認め、 全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しま した。

以上でございますが、産業建設委員会審査結果の 報告を終わります。

〇議長(河野正春君) 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑

に入ります。

質疑はありませんか。20番、大石忠昭君。

**○20番(大石忠昭君)** 日本共産党の大石であります。

私は、総務委員長に第56号議案の一般会計補正予 算の件で2点お尋ねをしたいと思います。

いずれの問題も、本会議で私や鴛海議員から質疑が出されて議論をした内容ですけども、1つの内容は、マイナンバー制度の導入に伴いまして、当初予算について今回また850万円補正予算が提案されましたが、本会議で議論したように、費用対効果がどうなのか、あるいは情報漏えい問題がどうだろうかということで、この制度については、導入に当たって、市民のいろいろと心配する懸念の声が高いんですけれども、市民の代表である議会、総務委員会において、これを時間制限なしに議論される内容ですけれども、私は残念ながら議案質疑というのはもう限られておりましてできません、深くできませんでしたが、どういうような質問が出され答弁がされたのか、先ほど説明がなかったので詳しく説明してもらいたいと思います。

次が高田の独身寮を買い上げて、土地と建物を買 い上げて今度改築する設計予算が提案されているん ですけども、鴛海議員がるる説明をしまして、私も 理解が深まりましたけれども、これを私は貸し出す んかと思ったんだけども、そうじゃなくて今提案し ている予算以外にもまた改修費を新たに12月議会に 提案をして、改修もして全て無償で利用してもらお うということのようなことがわかりましたけどね。 市長が定住対策に特別力を入れていることも、高田 高校の定数割れを何とか食いとめることもご理解で きますけれども、一番問題なのは、これだけの費用 がかかる問題。将来どうなるかという問題など、私 はいつも河野議長に変わってからも言い続けており ますけれども、市長がこういう大きな財政を伴う市 民にとっては普通鴛海議員が言うように、県の寮と して県がやるんならわかるけどとありましたけどね、 こういう大事な問題が議長とも相談してない、関係 の常任委員会とも相談してないで、何でも提案すれ ば小出しで今度二千数百万円ですけれども、また次 出したら小出しでとにかく、市長が出したことにお まえらは反対しきるんかと、何でも従えというやり 方そのもの典型だと思うんですよね。私は、この寮 を有効活用することには、反対するものではないん

だけどね、それが残念ながら時間が足りずに本会議では十分議論できませんでしたので、総務委員会ではどれだけ市が財源負担をしなければならないのか、費用対効果がどうあるのか、今後この寮が耐用年数あと20年、30年ありますけれども、本当に高田高校の定数を維持して市の定住対策につながるようなことに本当につながるかどうかというのは、市民サイドでやっぱり十分議論をすべきだったと思うんですが、したと思うんですけどね、ちょっと今の委員長報告では、私は理解できませんでしたので、この点についてどういう質疑がされ、答弁があったのか市民に説明していただきたいと思います。

以上です。

〇議長(河野正春君) 総務委員長、中山田健晴君。

○総務委員長(中山田健晴君) 1点目のマイナン バーの件についてお答えします。費用対効果がどう かとか、秘密保持はどのようになっているかという 件については、質疑はありませんでした。

保健所の跡地の設計予算の内容については質疑はありませんでした。

以上です。

〇議長(河野正春君) 大石忠昭君。

O20番(大石忠昭君) 私は、今委員長に聞いたのは、一般論じゃなくてこれとこれの問題でどんな質疑があったのか、どんな答弁があったかということをお尋ねしましたけど、その分についてはありませんでしたということだと思うんですね。それは理解できましたが、その他についてはどんな質疑があったのか、なかったのか。あったなら紹介してもらえんでしょうか。それでどういう答弁があったのか。以上です。

○議長(河野正春君) 総務委員長、中山田健晴君。 ○総務委員長(中山田健晴君) マイナンバーについてその他どういう質疑があったかということですかね。この利用法はどうなるのか、行政で使うのか、どうするのかという件が1点と、それに伴う現在使っている住基カードの扱いはどうなるのかという質問が出ました。それだけです。

以上です。2点については以上です。

〇議長(河野正春君) 大石忠昭君。

O20番 (大石忠昭君) 議長、今、質疑とその他のマイナンバーと保健所跡地の問題のね、その他の質疑と答弁はどうだったんでしょうかと質問したんです。質疑があったというのはマイナンバーの質疑が2つあったというのはわかりましたけど、答弁がな

いけん答弁漏れで指摘してもらえんでしょうか。

〇議長(河野正春君) 総務委員長、中山田健晴君。

〇総務委員長(中山田健晴君) 議員からそのほか どういう質問があったかということでお答えしたん ですが、その答弁まで要るんですか。(発言する者 あり) それだったらそれにお答えします。

全部読んでもしょうがないですが、行政だけで利用できるのかということについてですが、詳細は国もまだ決まっておりませんので、随時広報等を通じてお知らせしていきたいと思います。そういう結論でありました。

住基カードの併用については、基本的にはマイナンバーに置き換えるということで、住基カードの期限が切れれば、住基カードは使わなくなるというふうに聞いておりますということであります。

以上です。 **〇議長(河野正春君)** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(河野正春君)** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。 20番、大石忠昭君。

**○20番(大石忠昭君)** 日本共産党の大石忠昭であります。

私は、第56、63、64号議案に反対討論をいたします。最初は一般会計の補正予算についてであります。

市民要求実現にかかわる補正予算は当然賛成でありますけれども、今回は3月議会に可決しました当初予算3,258万円をさらに850万円上乗せするマイナンバー制度導入に伴う予算には反対でありますので、討論いたします。

昨年の4月に成立をした共通番号制関連法案に基づいて2016年1月から12桁の個人番号カード、いわゆるマイナンバーの利用が始まりますが、2015年10月にマイナンバーカードを全市民に交付することを目指して、今回業務委託の予算であります。内閣府のホームページの説明によりますと、「マイナンバーは、一生使うもので、大切にしてください」と、「番号が漏えいし、あるいは不正に使われる恐れがある場合を除いて、マイナンバーは一生変更されません」と書かれています。国費約3,000億円をかけての大プロジェクトであり、この共通番号制によってアメリカでは成り済ましの犯罪がはびこっておりますし、イギリスでは弊害が大きいということで廃止をされ

ました。ドイツでは行政分野の横断をする形で、個 人番号を持つということは、これは違反だというこ とで、利用範囲が税金の分野だけに限られておりま す。

日本では行政の効率化と国民の利便性向上ということを、うたい文句に導入されることになりましたが、この問題での国会審議を通じまして、費用対効果があるのかと、議論に対して具体的な説明ができないまま、情報漏えい問題、不正使用の問題の危険性がこれ大きいということも明らかになりましたし、税徴収をさらに強化をする社会保障の給付の削減をするということがこの直接の目的ではないかという議論もありました。

よって、日本共産党はこのマイナンバー制度導入 この法案には反対をしておりまして、この目的の本 質から見ましていろいろ問題点もありますので、私 は豊後高田での来年度からの導入については反対で あります。

次が第63号、豊後高田市家庭的保育事業の整備及 び運営の基準に関する条例の制定についてでありま す。この条例制定は2012年8月に国会で成立をし、 子ども子育ての関連三法に基づいて子育て支援にか かわる制度を根幹から転換するものであります。新 制度は保育に対する国、自治体の責任を後退させ、 保育の企業参入の拡大、基準緩和、保育格差の拡大 など、法的保育制度の根幹を解体するものであり、 日本共産党はその制度そのものに反対をしています。

この条例は小規模保育のB型、そしてC型、家庭的保育などを保育者の保護資格を持たないことなど、 国基準そのままを取り入れた条例になっており、その結果施設型と地域型との保育内容に格差が持ち込まれることになります。また、そのことが民間企業にとって事業に参入しやすくなり、保育事業をもうけの対象とすることができることになり問題であります。

そもそもこの新制度の狙いは、大都市における待機児童を解消するための制度改正であり、本市のように施設型給付で保育の確保ができる自治体では、新たに保育士の資格を求めない保育事業をするため、小規模保育事業のB型やC型、さらには家庭保育事業などの実施を条例化する必要はないと思います。全国で子供の事故や事件が起きているのは、保育資格を持たない保育者が保育するような事業所があるためであり、その導入についても認められません。また、給食の問題も問題です。給食は、自園調理が

原則ですが、特に3歳未満の免疫力の弱い乳幼児期については、調理の連携などからの搬入も認められることや、調理の場所も調理室ではなくて、調理設備とされており、調理員も委託や連携施設などから搬入する場合は必要ではないということになっておりまして、最も安全で安心の自園調理の給食が求められているのに、条例で外部から委託搬入を認めるようなことはすべきではないと思います。今は、基準の緩和ではなくて、保育者が求めるしっかりした基準で運営される認可保育園を中心とした保育を行うわけであり、以上の理由で反対いたします。

次は、第64号議案、豊後高田市特定教育保育施設 及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 の制定についてであります。

反対の理由を二、三申し上げますと、一つは政府 は消費税10%を前提に来年4月から新制度を本格的 に実施をしようということで多くの保育関係者の反 対、豊後高田でも満場一致でこれに反対する趣旨の 意見書を採択をいたしましたが、そういう問題があ るということがありながら、政府はどんどん準備を してきまして、いよいよ来年から実施なんですけれ ども、新制度に伴う財源確保についてはまだ不明瞭 なままであり、私は問題だと思いますので反対しま す。

もう一つは、これまで市町村の責任で保育事業を 実施してきましたが、新制度では施設への運営費が 利用者への補助金に変わり、施設などを利用した保 護者個人に支払われる現金給付の仕組みへ変更しま す。現行制度は保育所を運営するための経費が委託 費として保育所に支払われているために、保育以外 に使うことはできませんでした。しかし、新制度の 給付は保護者への補助という性格のため、保育所へ の運営を維持するための費用という性格が弱まりま す。利用料の一部として施設にわたるために、使い 道に制限をかけることが困難になり、保育以外の目 的に補助金が流用される。そして、人件費や保育に かかる費用が削られる。保育士や職員の処遇悪化な ど保育の質の低下につながる危険性もあることが考 えられます。

このように、利用者と保育事業者との直接契約を 起点にする現金給付への仕組みに変更するため市町 村は保育の契約に介入することができなくなり、保 育事業への市町村の責任が後退することが問題です。 ただし、今回は施設などの全国的な運動もありまし て、児童福祉法第24条1項の削減の復活で当面の間 は、保育所において市町村の保育実施責任や保育料の徴収に関して、これまでと同様の実施をすることになりました。

3つ目の問題は、新制度は介護保険制度をモデルにしておりまして、保護者が利用手続、つまり入所の申請をする際に、保育の必要性や必要な認定を受ける新たな仕組みが導入される問題など、新たな問題も起こってきます。これぐらいにしますが、以上でこの議案に反対をいたしますので、議員の皆さんのご賛同をお願いし、討論を終わります。ありがとうございました。

〇議長(河野正春君) 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(河野正春君)** これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。お手元に配付してあります採 決表の中で、反対のありました第56号議案、第63号 議案及び第64号議案を除く各議案は、委員長の報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(河野正春君)** ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で、反対のありました第56号 議案、第63号議案及び第64号議案を除く各議案は、 委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第56号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第56号議案は委員長の報告のとおり決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**〇議長(河野正春君)** 起立多数であります。

よって、第56号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第63号議案について起立 により採決いたします。

お諮りいたします。

第63号議案は委員長の報告のとおり決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

O議長(河野正春君) 起立多数であります。

よって、第63号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第64号議案について起立 により採決いたします。

お諮りいたします。

第64号議案は委員長の報告のとおり決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(河野正春君) 起立多数であります。

よって、第64号議案は委員長の報告のとおり決定 をいたしました。

**○議長(河野正春君)** 日程第3、第70号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

**○市長(永松博文君)** 提案理由のご説明を申し上 げます。

第70号議案は人権擁護委員の推薦についてでございまして、本年12月31日をもって任期が満了する2名の人権擁護委員に門岡富江氏及び南松よおこ氏を再度推薦することについて意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い 申し上げます。

○議長(河野正春君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第70号議案については、委員会の付託を 省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

**○20番(大石忠昭君)** 第70号議案、人権擁護委員 の推薦について質疑をいたします。

お二人を再任するという議案であり、お二人とも 市の職員でありましたし、立派な方でありますので、 議案には賛成するものですけれども、よい機会であ りますので、人権擁護委員というのは実際、市長が 推薦するんだけども、任期中にどういう職務があっ て豊後高田市民においては過去任期中どういう役割 を果たしたのか功績などを紹介していただいたらと 思いますが、人権擁護委員会に係るような案件とい うのがこの間にどれぐらいあったのかもできました ら説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長(河野正春君) 総務課長、佐藤之則君。○総務課長(佐藤之則君) ご質疑にお答えいたし

人権擁護委員の果たす役割ということでございますけれども、人権擁護委員は地域の皆様から人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済を行うほか、地域の皆さんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行うといった役割がございます。

具体的な活動でございますけれども、人権相談といたしまして、公民館において何でも相談所を開設しているほか、法務局等でも人権相談を受け付けております。

実績でございますけれども、平成25年の相談実績がこれ高田だけでは出てきません。法務局での確認になりますけれども、宇佐高田管内の相談件数が423件ございました。

以上でございます。

- ○議長(河野正春君) ほかに質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- **〇議長(河野正春君)** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終 結いたします。

これより第70号議案を被推薦人ごとに採決いたします

本案中、門岡富江氏を人権擁護委員の推薦に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(河野正春君)** ご異議なしと認めます。

よって、門岡富江氏を人権擁護委員の推薦に同意することに決しました。

次に、本案中、南松よおこ氏を人権擁護委員の推薦に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(河野正春君)** ご異議なしと認めます。

よって、南松よおこ氏を人権擁護委員の推薦に同 意することに決しました。

○議長(河野正春君) 日程第4、意見書案第5号 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、土谷 力君。

**○10番(土谷 カ君**) 提案理由の説明を申し上げます。

意見書案第5号は、手話言語法(仮称)の早期制 定を求める意見書でございます。

手話は声が出ない、聞こえづらい、音声で話すこ とができない、話にくいろう者にとってコミュニケー ションをとり教育を受け、働き、社会活動に参加し、 生活を営み、人間関係を育み、人として成長してい くために必要不可欠な言語であります。2006年12月 の国連総会において採決され、2008年に発行し、障 害者の権利に関する条約第2条において、「言語」 とは、「音声言語及び手話、その他の形態の非音声 言語をいう」という定義をされています。その手話 が言語として国際的に認知され、2009年には政府が 内閣に障害者制度改革推進本部を設け、同条約が20 14年1月に批准されました。また、2011年8月に改 正された障害者基本法の第3条に「全て障害者は、 可能な限り言語(手話を含む)をその他の意思疎通 のための手段について選択の機会を確保される」と 定められて、手話は言語に含まれることが明記され ました。

さらに、同法第22条は国、地方公共団体に対し障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す手話言語法(仮称)を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使える社会環境の整備を国として実現する必要があります。

よって国及び政府において以上の内容を踏まえて 手話言語法(仮称)を早期に制定するよう強く要望 したいので、地方自治法第99条の規定に基づき意見 書として提出していただくようお願いするものでご ざいます。

議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(河野正春君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(河野正春君) 質疑なしと認め、質疑を終 結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(河野正春君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

意見書案第5号は原案のとおり決することにご異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(河野正春君)** ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号については原案のとおり可決されました。

○議長(河野正春君) 日程第5、議員派遣の件に ついてを議題といたします。

鴛海政幸君。

O12番(鴛海政幸君) 年長議員として皆さんから るる対応することが好ましいんじゃないかとこうい うような苦言等々聞いてきたわけでございます。そ の内容につきましては、一般質問の18日の日、安達 議員それから河野徳久議員の2名の方の質問に対し てその反発的な内容を相手でしょう大石議員が「み んなの高田」でもって、実はかようしかじかこうで あるとこういうふうに非常に無口の状態のようない わゆるトラブルと申しましょうか、双方の意見が食 い違っておると、こういうようなことで、非常に今 後の議会運営これがスムーズにいかんような気がし てならない、議会が都合よくいかねば執行部も困る。 だからこの議会棟、あるいはこの議場の中で起こっ たことにつきましては、議長の責任任務があると私 は思うんです。だから、皆さんが言うように、かつ てない議長じゃないか、申し合わせ事項は1年とい うが、3年も続けて議長をやっておるがこの手腕を 発揮して、双方の仲裁をして円滑に対応していくの が豊後高田市のこれだけ厳しい内容を踏まえた市の 対応じゃないかとこういうようなことをるる聞いて きておったわけでございます。

そこで、私は議長に要望したいのは、早急に、あ さってからは10月に入ります。恐らくお互いが選挙 の年であっていろいろと模索しながら対応していく

人もあるでしょう。そういう中で日にちが過ぎれば 忙しくなるから、1週間以内のうちに議長が双方の 状況を踏まえて、ぴしっとした方向づけをしていた だけるような対応をしていただくように、絶えずい つも皆さんが言うように、議会と執行部は両輪であ ると。しかし、片一方の輪が空気が抜けたりパンク したときには、市民に対するいわゆる地域振興の役 割が薄らいでくるというような可能性があると私は 思うんです。議長、副議長の任務として、早急にそ う者、いわゆる、私は、共産党であり無所属である とする激論ならば、それはやぶさかでないと思うん です。しかしこれが個人的なことに関与してくると、 先ほど申しましたように、議会がスムーズにいかな い、お互いが眼鏡越しでにらみ合うようなことでは、 人口は減ってくる、議員の数は20人しかない、その2 0人の中がやはり背を向け、手を振り上げていろいろ するということについては、一般市民に対して申し わけない。だから議長と副議長は一肌脱ぎなさいよ。 皆さんが言っております。かつてない3年を不信任 案は出たけれどもまだ継続していくのか、少々な行 政手腕があるでしょう。だから議長が入っていって、 ぴしゃっとしてお互いが笑顔でもって手を握るよう な方向でぜひやってもらいたい。それができないよ うであったならば、正副議長も身のあり方を検討す る時期ではなかろうかと思うので、ぜひ一つ市のた めに執行部、議会の歯車そのものが円滑に運用して いくように議長ぜひあんたが使命をかけて、解決を していただきたい。

以上です。

**○議長(河野正春君)** 貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

この件に関しては、どういった方法で皆さんとご協議、そしてまた対処をしていけばいいのか、今、検討中でございますが、なるべく早い時期に鴛海議員のご意見を踏まえた上で、解決に向けて対処していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。(〇12番(鴛海政幸君) 大変ありがとうございます。が、あんたが今言ったことは有言実行ですよ。引っ張れば伸びる、放せば縮むように、ゴムを引っ張るようなことじゃいかんから、有言実行で必ず早期にやっていただきたい。)

○議長(河野正春君) 日程第5、議員派遣の件に ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# **〇議長(河野正春君)** ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することに決定いたしました。なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は 終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第3回豊後高田市議 会定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河 野 正 春

豊後高田市議会議員 徳 永 浄

豊後高田市議会議員 大石忠昭